

議案第 2 号

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について(具申)

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6年 2月 1日報告

名張市教育委員会
教育長 西山嘉一

名張市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

修学支援に係る制度環境の変化及び利用者数の減少に伴い、所期の役割を終えた貸付奨学金を廃止するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 貸付奨学金に係る規定を削除し、そのことに伴って必要な規定の整理をする。
- (2) 改正前の規定により決定を受けている者に係る貸付奨学金について、令和6年4月1日以後に償還され、又は返還されるものの延滞金の計算をする場合における端数処理の方法は地方税に準じることとし、それ以外の事項は従前の例によることとする。

3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市奨学金条例の一部を改正する条例

名張市奨学金条例（平成23年条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (目的) 第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を <u>支給すること</u> により教育の機会均等を図り、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。 | (目的) 第1条 この条例は、経済的理由により修学困難な者に対して、学業に必要な資金を <u>支給し、又は貸し付けること</u> により教育の機会均等を図り、社会に貢献する有用な人材を育成することを目的とする。 |
| (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>奨学金</u> 修学のため支給する資金をいう。 (2) <u>奨学生</u> <u>奨学金の支給</u> を受ける者をいう。 | (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>支給奨学金</u> 修学のため支給する資金をいう。 (2) <u>支給奨学生</u> <u>支給奨学金</u> を受ける者をいう。 (3) <u>貸付奨学金</u> <u>修学のため貸し付ける資金</u> をいう。 (4) <u>貸付奨学生</u> <u>貸付奨学金</u> を受ける者をいう。 (5) 略 (6) <u>大学等</u> 法に基づき設置された大学、短期大学及び高等専門学校（第4学年及び第5学年に限る。）の課程をいう。ただし、大学に設置される専攻科、別科及び大学院は除く。 |
| (3) 略 | (資格) |
| (資格) 第3条 <u>奨学金の支給</u> を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 | 第3条 <u>支給奨学金</u> 及び <u>貸付奨学金</u> （以下「 <u>奨学資金</u> 」という。）を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 |

- (1) 略
 (2) 高等学校等に在学する者
 (3) • (4) 略
 (5) 次に掲げる事項に該当する者であること。

ア・イ 略

(奨学生の申請、決定等)

- 第4条 奨学生の申請を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。
 2 市長は、前項の規定により申請した者について選考し、奨学生を決定するものとする。

(支給人数)

- 第5条 每年度新たに奨学生を支給する人数は、予算の範囲内で市長が定める人数とする。

(支給期間)

- 第6条 奨学生の支給の期間は、奨学生となつた年の4月から、奨学生が在学する高等学校等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学

- (1) 略
 (2) 高等学校等又は大学等（支給奨学生の場合にあっては、高等学校等）に在学する者
 (3) • (4) 略
 (5) 支給奨学生を受けようとする場合は、次に掲げる事項に該当する者であること。

ア・イ 略

(奨学資金の申請、決定等)

- 第4条 奨学資金を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長へ申請しなければならない。
 2 市長は、前項の規定により申請した者について選考し、支給奨学生及び貸付奨学生（以下「奨学生」という。）を決定するものとする。

(支給及び貸付人数)

- 第5条 每年度新たに奨学資金を支給し、又は貸し付ける人数は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 支給奨学生 予算の範囲内で市長が定める人数

(2) 貸付奨学生 次のア又はイに掲げる対象者の区分に応じ、当該ア又はイに定める人数

ア 高等学校等に在学する者 10人以内

イ 大学等に在学する者 10人以内

(支給及び貸付期間)

- 第6条 高等学校等に在学する者に対する奨学資金の支給等（支給又は貸付けをいう。以下同じ。）の期間は、奨学生となつた年の4月から、奨学生が在学する高等学校等の正規の最短修業年限を修了す

校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。

（奨学金の額）

第7条 奨学金の額は、1人年額30,000円とする。

第8条 削除

（支給の停止）

第9条 奨学生が、疾病その他のやむを得ない事情により休学したときは、その休学の間奨学金の支給を停止する。

（支給の取消し等）

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を取り消すことができる。

（1） 略

るまでの期間（以下「最短修業期間」という。）とする。ただし、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）に在学する者の支給等の期間は、奨学生となった年の4月から第3学年の修了までの最短修業期間とする。

2 大学等に在学する者に対する奨学資金の貸付けの期間は、奨学生となった年の4月から、奨学生が在学する大学等の正規の最短修業年限を修了するまでの期間とする。

（奨学資金の額等）

第7条 支給奨学金の額は、1人年額30,000円とする。

2 貸付奨学金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 高等学校等に在学する者 1人年額180,000円以内

（2） 大学等に在学する者 1人年額360,000円以内

3 貸付奨学金は、無利子で貸し付けるものとする。

（併用の禁止）

第8条 支給奨学金と貸付奨学金は、同時に受けることができない。

（支給等の停止）

第9条 奨学生が、疾病その他のやむを得ない事情により休学したときは、その休学の間奨学資金の支給等を停止する。

（支給等の取消し等）

第10条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金の支給等を取り消すことができる。

（1） 略

- (2) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、奨学金の支給を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、奨学金を支給することが適当でないと認められる事由があるとき。

第11条から第13条まで 削除

- (2) 奨学資金の支給等を辞退したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により、奨学資金の支給等を受けたとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、奨学資金を支給等することが適当でないと認められる事由があるとき。

(貸付奨学生の償還等)

第11条 貸付奨学生は、在学する学校を卒業した月の翌月から起算して1年間据え置いた後、10年以内に貸付奨学金を償還しなければならない。

2 前条第1項各号（第3号を除く。）の規定により支給等の取消しを受けたときは、市長が指定する期限及び返還方法により、奨学資金を返還しなければならない。

3 前条第1項第3号の規定により支給等の取消しを受けたときは、既に支給等を受けた奨学資金の全額を、直ちに返還しなければならない。

(延滞金)

第12条 市長は、奨学生であった者が正当と認める理由なく前条第1項に規定する貸付奨学金の償還並びに同条第2項及び第3項に規定する奨学資金の返還を納期限までに行わなかったときは、当該納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当た

りの割合とする。

3 第1項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項の延滞金の確定金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(償還の免除及び猶予)

第13条 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の全部又は一部の償還を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 心身の重大な障害により貸付奨学金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

2 市長は、貸付奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 奨学金貸付期間の終了後、法第1条に規定する学校、法第124条に規定する専修学校又は法第134条に規定する各種学校（市長が認めたものに限る。）に在学するとき。

(2) 災害、疾病又はその他やむを得ない事由により貸付奨学金を償還することが著しく困難であると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情があると認められるとき。

| | |
|---|--|
| <p>(支給奨学金を受けようとする者の資格の特例)</p> <p><u>6 略</u></p> | <p><u>(延滞金の割合の特例)</u></p> <p><u>6 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年ににおける延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</u></p> <p>(支給奨学金を受けようとする者の資格の特例)</p> <p><u>7 略</u></p> |
|---|--|

附 則

(施行規則)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に改正前の第4条第2項の規定による決定を受けている者に係る貸付奨学金については、延滞金(同日以後に償還され、又は返還される貸付奨学金に係るものに限る。以下同じ。)の計算をする場合における端数処理に係る事項を除き、なお従前の例による。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

奨学金条例の一部改正に伴う規則等改正予定について

○教育委員会関係

【規則】・名張市奨学金条例施行規則

- ・名張市教育委員会規則に規定する様式に係る押印の取扱いの特例に関する規則

【規程】・名張市奨学金選考委員会規程

【要領】・名張市貸付奨学金の預貯金口座振替収納事務取扱要領

○市長部局関係

【規則】・名張市奨学金条例に定める市長の権限に属する事務の委任に関する規則

○施行期日

令和6年4月1日より施行します。

(奨学金条例の一部改正の市議会議決(3月26日予定)後から3月31日の間に告示が必要となることから、4月定例教育委員会に報告案件として提案いたします。)